

令和6年度文京区会計年度任用職員(養育家庭専門員)募集案内

令和6年1月15日
文京区

●受付期間(必着)

持参・郵送

令和6年1月15日(月)~令和6年2月8日(木)

1 職種、採用予定数等

職種	採用区分	採用予定	勤務形態	勤務先	職務内容
養育家庭専門員	会計年度任用職員	1人	週29時間	文京シビックセンター(文京区児童相談所へ移転予定)	・都児童相談所からの移管業務補助 ・里親養育包括支援(フォスタリング)関連業務 ・里親普及啓発の準備等

2 受験資格

- ・パソコン(ワード、エクセル)操作、窓口・電話での区民対応業務ができる方
- ・社会福祉主事任用資格または保育士等をお持ちの方
- ・子どもに係る業務の経験がある方(児童相談所・子ども家庭支援センター・保育園等)
- ・里親制度について理解、興味関心のある方
- ・以下に該当しない方
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 文京区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※地方公務員法の規定に基づき、採用時は全て条件付きのものとし、採用後1月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※勤務成績が良好等の要件を満たせば、再度任用される場合があります。

4 選考内容

(1) 選考方法等

選考方法	所定の申込書による書類選考(課題式作文(心構え)を含む。)及び面接 ◆ 書類選考を通過した方のみを対象に面接選考を行います。 (書類選考の結果は、2月中旬頃、受験者全員に通知します。) ◆ 申込書は返却しません。
面接実施日	令和6年2月15日(木)(予定)
場所	文京シビックセンター

◆ 面接選考の詳細は、書類選考合格者に対して別途ご連絡します。

(2) 最終合格発表

結果発表	令和6年2月下旬(予定) (合否にかかわらず、面接選考受験者全員に通知します。)
------	---

5 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、**84 円切手を貼った返信用封筒【長形 3 号（120×235 ミリ）に、郵送先（自宅等）の郵便番号、住所及び氏名を記載】**とともに申し込んでください。

※ 書類の記載に当たって、消せるインクのボールペンは使用しないでください。

申込方法	郵送又は持参 ◆ 郵送による場合は、封筒表面に「採用選考（職員課会計年度任用職員）提出書類在中」と赤字で明記し、 <u>簡易書留により</u> 郵送してください。 なお、 <u>簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。</u>
申込期間	令和 6 年 1 月 1 5 日（月）から令和 6 年 2 月 8 日（木）まで ◆ 期間内到着分のみ受付【必着】
申込先	〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21（文京シビックセンター5 階） 文京区子ども家庭部子ども家庭支援センター（児童相談所準備担当） 電話(03)5803-1914（直通）
受付時間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを含む。）を除く 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 勤務条件

報酬	月額 225,682 円（地域手当相当額を含む。） ※ 特別区人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」等により、採用まで及び任用期間中に報酬月額等が改定される場合があります。 ※ 別途、運賃等相当額（上限あり）を加算します。 ※ 月途中からの任用の場合、日割りで報酬を計算し、支給いたします。 ※ 勤務条件に応じて期末手当及び勤勉手当が支給されます。
勤務日	1 週間のうち 4 日間（祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）は休日とするほか、週の勤務日数に応じて週休日を設定します（不規則勤務となる場合を除く。）。）
勤務時間	週 29 時間
休暇等	年度で 96 時間（4 月採用・週 4 日勤務の場合）の年次有給休暇のほか、慶弔休暇、短期の介護休暇等が設けられています。
服務等	地方公務員法に規定するサービスの各規定（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限等）が適用されるとともに、人事評価、分限処分及び懲戒処分の対象となります。

7 社会保険

社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用となります。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

◎ この選考に関するお問合せは、上記申込先にて取り扱います。